

## 別表

区分等		前年の合計所得金額	減免等の割合等
災害等により死亡又は重度心身障がい者になられた場合	死亡した場合	1,000万円以下である者	免除
		1,000万円を超える者	徴収猶予
	重度心身障がい者となった場合	500万円以下である者	免除
		500万円を超え750万円以下である者	2分の1を減額
		750万円を超え1,000万円以下である者	4分の1を減額
		1,000万円を超える者	徴収猶予
災害等により、所有する住宅又は家財にその価格の10分の3以上の損害を受けた場合	損害の割合が10分の5以上の場合	500万円以下である者	免除
		500万円を超え750万円以下である者	2分の1を減額
		750万円を超え1,000万円以下である者	4分の1を減額
		1,000万円を超える者	徴収猶予
	損害の割合が10分の3以上10分の5未満の場合	500万円以下である者	2分の1を減額
		500万円を超え750万円以下である者	4分の1を減額
		750万円を超え1,000万円以下である者	8分の1を減額
		1,000万円を超える者	徴収猶予
事業の休廃止等により、当該年中の合計所得金額の見積額が前年中の合計所得金額に対して10分の4以上減少した場合	減少の割合が10分の8以上の場合	500万円以下である者	免除
		500万円を超え750万円以下である者	2分の1を減額
		750万円を超え1,000万円以下である者	4分の1を減額
		1,000万円を超える者	徴収猶予
	減少の割合が10分の6以上10分の8未満の場合	500万円以下である者	2分の1を減額
		500万円を超え750万円以下である者	4分の1を減額
		750万円を超え1,000万円以下である者	8分の1を減額
		1,000万円を超える者	徴収猶予
	減少の割合が10分の4以上10分の6未満の場合		徴収猶予
	市長が特に認める場合		